

一般社団法人町田市介護サービスネットワーク
町田市高齢者福祉施設部会規約（設置要綱）

<総則>

（名称）

第1条 一般社団法人町田市介護サービスネットワーク町田市高齢者福祉施設部会という。

（根拠）

第2条 この内規は、一般社団法人町田市介護サービスネットワーク（以下、「本会」という。）が、定款第3条の目的及び第4条（4）のネットワーク促進事業を円滑かつ効果的に実現するために町田市高齢者福祉施設部会（以下、「施設部会」という。）を設置し、その組織運営について必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第3条 施設部会は、社会福祉法人の設立主旨を鑑み、その事業の発展と充実に努め、もって住民の福祉向上に寄与することを目的とする。

（事業）

第4条 施設部会は、目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1）高齢者福祉施設に関する情報の交換
- （2）高齢者福祉施設に関する調査研究
- （3）高齢者福祉施設の利用者及び地域高齢者の福祉増進のための事業
- （4）その他必要な事業

<会員>

（会員の範囲）

第5条 施設部会会員とは、本会の会員でかつ社会福祉法人が運営する入所系生活介護施設とする。

（加入の方法）

第6条 施設部会に加入を希望される者は、本会の会長に申し出るものとする。

（会費）

第7条 会員は、一般社団法人町田市介護サービスネットワークが定める年会費を納入しなければならない。

(会員の責務)

第8条 会員は、下記事項に対して責務を負う。

- (1) 定例会等において、申し合わせた事項を遵守すること
- (2) 知り得た、衛生・健康等に関する情報を提供すること
- (3) その他、本会の目的達成のため積極的に協力すること。

<組織>

(役員)

第9条 本会に次の役員を置く。

- | | | |
|-----------|------------------|----|
| (1) 部会長 | ・・・・・・・・・・・・・・・・ | 1名 |
| (2) 副会長 | ・・・・・・・・・・・・・・・・ | 1名 |
| (3) 連絡会担当 | ・・・・・・・・・・・・・・・・ | 1名 |

(役員を選任)

第10条 役員は、原則法人設立年順で、部会長を選任する。それぞれ任期は1年とする。

2. 副部会長は、会員の中から部会長が指名する。
3. 部会長は生活相談員連絡会担当を兼ねることもできる。

(連絡会)

第11条 施設部会に、連絡会を置くことができる。

- (1) 生活相談員連絡会

(定例会)

第12条 定例会は、原則年4回開催する。

- 2 会員から開催の請求があった場合、または部会長が特に必要と認めた場合は、臨時に開催することができる。
- 3 定例会は、会員の過半数の出席をもって成立する。
- 4 定例会の開催場所は、会員施設のうち法人単位で持ち回りとする。ただし、定例会で認められた場合はこの限りでない。
- 5 定例会は、下記の事項を審議する。
 - (1) 事業活動に関する事項
 - (2) 役員等の選出・選任
 - (3) 事業計画・事業報告の承認
 - (4) その他、必要な事項

(議決)

第13条 定例会で協議する事項は、出席者の過半数をもって決定する。

(事務局)

第 14 条 施設部会の事務は、本会町田市介護人材開発センターが所掌する。

附則 この規程は、平成 27 年 7 月 8 日から施行する。
この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。